

令和2年5月28日



担当課	総合防災課
担当者	南方、田尻
電話	(073) 435-1199
内線	5012

災害時の避難について

1 自主避難先の変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、自主避難者の避難先について、密な環境が起りやすい支所・連絡所等ではなく、必要に応じて指定避難所を開設します。

なお、避難所が過密な状態になることを防ぐため、事前に次の避難方法も確認のうえ、安全確保を図ってください。

・在宅避難

自宅での安全確保が可能な場合は、自宅の安全な場所に留まる。

・親戚・知人宅等へ避難

事前に相談しておいた安全な親戚・知人宅等へ避難する。

・自主避難先をこれまでの支所・連絡所から小学校等への指定避難所へ変更

在宅避難や親戚・知人宅等への避難が難しい場合は、あらかじめ市役所へ連絡のうえ、指定避難所へ避難する。(連絡先 総合防災課 073-435-1199)

2 指定避難所における感染拡大防止対策

- ・避難者到着時に、健康チェック表を用いて避難者の健康状態を確認します。
- ・3密を防ぐため、避難者同士の間隔を2m開けて避難スペースへ誘導します。
- ・避難所内では十分な換気を実施し、感染拡大防止における注意喚起のチラシを掲示します。

3 分散避難

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、災害による危険性がおよぶ地区だけでなく、近隣地区を含め、可能な限り多くの避難所の開設を図ります。

※避難の際は、マスク・消毒液・体温計等が不足していますので、できる限り携行してください。